

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 別表 様式一覧表 [略] 第37号様式 利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用に係る申告書(条例附則第23条の2関係) 第37号様式 利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用に係る申告書(条例附則第23条の2関係) [様式 別紙2 挿入] | 別表 様式一覧表 [同左] 第37号様式 利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用に係る申告書(条例附則第23条の2関係) 第37号様式 利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用に係る申告書(条例附則第23条の2関係) [様式 別紙1 挿入] |
| 備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する
固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用に係る申告書

| | | | |
|---------------------------------|-------|--------------------------|------|
| 受付印 令和 年 月 日 大阪市長 | 納税義務者 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | |
| | | 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） | フリガナ |

大阪市市税条例附則第 条 第 項の規定により、次のとおり申告します。

| | | | |
|--|----------------------|--------------------|----------------|
| 家屋の所在 | | | |
| 家屋番号 | | 種類 | |
| 構造 | | 床面積 | m ² |
| 建築年月日 | 昭和 平成 年 月 日 令和 | 利便性等向上改修工事が完了した年月日 | 年 月 日 |
| 利便性等向上改修工事に要した費用の額 | 円 | | |
| 備考（利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に提出することができなかった場合は、その理由） | | | |

利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する
固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用に係る申告書

| | | | |
|---------------------------------|-------|--------------------------|------|
| 受付印 令和 年 月 日 大阪市長 | 納税義務者 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | |
| | | 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） | フリガナ |

大阪州市税条例附則第 条 第 項の規定により、次のとおり申告します。

| | | | |
|--|----------------------|--------------------|----------------|
| 家屋の所在 | | | |
| 家屋番号 | | 種類 | |
| 構造 | | 床面積 | m ² |
| 建築年月日 | 昭和 平成 年 月 日 令和 | 利便性等向上改修工事が完了した年月日 | 年 月 日 |
| 利便性等向上改修工事に要した費用の額 | 円 | | |
| 備考（利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に提出することができなかった場合は、その理由） | | | |